

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

固定資産課税台帳の閲覧制度

Q : 固定資産課税台帳の閲覧制度が創設されたそうですが、どのような制度でしょうか。

A : 固定資産課税台帳の閲覧を法令化し、さらに借地人・借家人等にも閲覧を認めるという制度です。

【解説】

平成14年度の改正では、固定資産課税台帳の縦覧制度が改正され、納税者が自己の固定資産と他の固定資産の評価額を比較できるよう縦覧帳簿が整備されることになりました。また、固定資産課税台帳の閲覧制度及び固定資産の評価額等の証明制度が創設されました。

改正前の閲覧制度では、借地人・借家人は借地・借家対象資産の固定資産税額を閲覧できませんでしたが、今後は地代・家賃の改定に際して借地人・借家人も評価額を閲覧して対応することができます。

この度公布された改正施行令によると、納税義務者の他にも、土地の賃借人、家屋の賃借人等の他、固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者に対しても閲覧が認められることになっています。ちなみに、総務省令で定める者とは、所有者、破産法の規定により選任された破産管財人等とされています。

また、プライバシーに配慮した結果、閲覧者によって閲覧対象範囲が異なっていて、納税義務者については当該納税義務に係る固定資産、土地の賃借権等を有する者については当該権利の目的である土地等に関して閲覧可能となっています。

